

2025年9月2日

大阪教育委員会  
教育長 多田 勝哉 様

大阪市教職員組合  
執行委員長 三谷 和義

**公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する  
特別措置法の一部改正に伴う措置についての申入れ**

平素は、大阪市教職員組合の活動にご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、日頃より大阪市の教育の発展にむけ、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、2025年6月11日、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が可決・成立しました。

改正法では、教員の業務管理の実効性の向上のための措置についての検討や、教員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討等が附則にも記されています。

以上のことから、市教組は教育委員会に対して、下記のとおり申し入れを行いますので、教育委員会は誠意ある対応を行うよう求めます。

**記**

**1. 教員の業務管理の実効性の向上のための措置について**

- (1) 教員1人あたりの担当する授業時数を削減すること。
- (2) 各校の年間授業時数の更なる削減を行うこと。
- (3) 中学校における35人学級を早期に実施すること。
- (4) 教職員の増員配置を行い、多忙化の根本的解決に向けて取り組まれたい。
- (5) 労働時間の適正な把握と時間外労働の削減について、実行ある対策に取り組むよう、具体的な措置を講じられたい。
- (6) 教職員の勤務時間、休憩時間、休暇、休日、安全衛生管理体制等の管理が職場において適正になされているかなどを調査し、管理職へ適切な指導をされたい。

**2. 教員の勤務条件の更なる改善のための措置について**

- (1) 改正給特法に則して教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げること。また、幼稚園教員についても同様の引き上げを行うこと。
- (2) 「チーム学校」の考え方のもと、学級運営・学校運営が行われている。改正給特法による義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することについては、教員間の分断に繋がることから実施しないこと。また、義務教育等教員特別手当の引き下げを行わないこと。
- (3) 「新たな職」については、すでに大阪市内で設置されている「主務教諭」と同様の趣旨であると考えられる。主務教諭導入時の交渉経過をふまえ、十分な交渉・協議に応じること。

以上